

## 令和6年度 島原手延そうめん PR 事業業務委託仕様書

### 1 事業名

令和6年度 島原手延そうめん PR 事業業務委託

### 2 事業の目的

本事業は、南島原市の特産品である「島原手延そうめん」について、味や食べ方等島原手延そうめんの魅力について消費者へ伝えることで、島原手延そうめんの認知度向上を図り、販路拡大に繋げることを目的とする。

### 3 履行期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

### 4 事業内容及び提案事項

次の事業を行うことを基本とし、目的達成のために効果的な企画等について積極的な提案を実施すること。

#### (1) 南島原そうめん鉢夏のキャンペーン実施業務

本市が7月から8月の期間中、市内飲食店で実施している「南島原そうめん鉢夏のキャンペーン」について実施に必要な業務を行う。

- ①店舗広報用ツール制作業務
- ②スタンプラリーキャンペーンツール制作業務
- ③SNS キャンペーン実施業務
- ④その他キャンペーンの PR に必要な業務

業務の詳細については、別紙1「南島原そうめん鉢夏のキャンペーン実施業務補足資料」を参照すること。

#### (2) 島原手延そうめんホームページ制作業務

「島原手延そうめん」が食べられる市内飲食店の紹介、本市が実施しているそうめん鉢キャンペーンを紹介するホームページを制作する。

業務の詳細については、別紙2「島原手延そうめんホームページ制作業務補足資料」を参照すること。

#### (3) 島原手延そうめんレシピコンテスト実施業務

「島原手延そうめん」の食べ方や魅力を幅広い世代に伝えるため、レシピコンテストを実施する。

- ①レシピコンテスト募集媒体の制作業務
- ②レシピコンテスト審査業務
- ③レシピコンテスト表彰業務

#### ④表彰レシピ広報業務

業務の詳細については、別紙3「島原手延そうめんレシピコンテスト実施業務補足資料」を参照すること。

#### (4) その他

本事業の目的を達成するために必要な業務

### 5 その他

- (1) 本事業の実施にあたっては、受託者は、専属の担当者を置き、担当者は、委託者と密に協議を行い、本事業を実施すること。
- (2) 受託者は本事業の実施にあたっては、委託者と協議を行い、その意図や目的を十分に理解した上で実施すること。
- (3) 受託者は、本事業の進捗について、委託者に対して定期的に報告すること。
- (4) 受託者は、本事業を通じて知り得た個人情報や業務情報等の第三者への漏えい並びに資料及びデータの紛失・盗難等を防止するために必要な措置を講じること。また、別紙「個人情報特記事項」を遵守すること。
- (5) 本事業の実施に関し、受託者が委託者から受領した資料等は、委託者の了解を得ずに公表又は使用することはできない。
- (6) 受託者は、本事業の遂行により生じた著作権（著作権法第27条及び第28条に規定された権利を含む）については、成果品を納入し検査合格後ただちに委託者に無償で譲渡するものとする。  
また、受託者は、本事業の遂行にあたり、第三者の知的財産権（著作権、意匠権、商標権等）、プライバシー、肖像権、パブリシティ権又はその他権利を侵害しないこと。
- (7) 本仕様書に定めのない事項、本事業の実施にあたり疑義が生じた場合は、速やかに委託者と協議を行うこと。